

福島県と国立大学法人東北大学との包括連携に関する協定書

令和4年3月24日

福島県（以下「甲」という。）と国立大学法人東北大学（以下「乙」という。）
は、次のとおり合意したので、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、福島県の復興の進捗に伴い発生する新たな課題に迅速かつ
的確に対応し、しなやかで活力にあふれる豊かな地域社会の形成、発展に寄与
するため、相互に連携・協力することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、相互に連携・協力する。

- (1) 福島の復興に関すること
- (2) 福島イノベーション・コースト構想の推進に関すること
- (3) 福島の地域活性化に関すること
- (4) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 前項各号の具体的な内容及び実施方法については、甲乙両者で協議し定め
るものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間
満了前までに甲乙いずれからも書面による意思表示がないときは、本協定は
1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議
の上、決定する。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、各1通を保管する。

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事

内 垣 雄 勝

乙 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号
国立大学法人東北大学
総長

大 野 英 男